（広報資料）

令和５年１月１９日
京都市総合企画局
担当：市長公室広報担当
TEL:075-222-3094

「京都市市民憲章推進協議会」の市民委員募集について

「京都市市民憲章」は、昭和３１年、京都のまちを美しく豊かにするために、全国初の市民憲章として、市民の皆様の手により制定後、６０年を超えて受け継がれてきました。

この度、同憲章を推進するための「推進テーマ」及び「実践目標」等を審議する「京都市市民憲章推進協議会」に市民委員として参加いただける方を下記のとおり募集しますので、お知らせします。

記

１　募集人数　２名

２　任　　期　委嘱の日から２年間（委嘱開始予定日：令和５年４月１日）

３　応募資格
⑴　京都市内にお住まいの方（市内に住民登録をしている方）
⑵　年齢１８歳以上の方
⑶　国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
⑷　平日の日中に開催される会議に出席できる方
⑸　日本語が理解できる方（国籍は問いません）
⑹　任期中、本市の他の２つ以上の附属機関等に公募委員として在籍していない方

４　応募期間　令和５年１月２３日（月）～２月２２日（水）＜必着＞

５　応募方法　応募期間内に、応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、FAX、メールのいずれかで御応募ください（応募書類は返却しませんので、御了承ください。）。

募集案内は、市役所案内所、情報公開コーナー、各区役所・支所の地域力推進室（まちづくり推進担当）等で１月２０日（金）から配布します。また、ホームページでもダウンロードできますので御利用ください。

６　選　　考　　応募用紙をもとに書類選考します。（必要に応じて、面接を行う場合があります。）また、選考結果は３月上旬までに応募者全員に文書又はメールで通知します。

７　そ の 他　　会議に出席いただいた場合は、委員報酬をお支払いします。

【応募・問合せ先】
〒６０４－８５７１（住所は記入不要）
京都市総合企画局市長公室広報担当
ＴＥＬ　０７５－２２２－３０９４　ＦＡＸ　０７５－２１３－０２８６
メール　koho-hodo@city.kyoto.lg.jp
ホームページ　https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000179077.html

＜参　考＞
◆　京都市市民憲章について

京　都　市　市　民　憲　章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

1　わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましょう。
1　わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましょう。
1　わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましょう。
1　わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましょう。
1　わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたかくむかえましょう。

（昭和３１年５月３日制定）

◆　令和４年度の推進テーマ及び実践目標
○　推進テーマ
「あらゆる力を合わせて　魅力あふれる京都を未来へ」
○　実践目標
＊　自然やまちの美観を守り、緑豊かな美しいまちにしましょう。
＊　地球の未来を守るため、身近に出来る環境にやさしい取組から実践しましょう。
＊　地域のつながりを大切にし、誰もがいきいきと安心安全に暮らせるまちをきずきましょう。
＊　世界に誇る京都の文化や伝統を大切に守り伝えましょう。
＊　旅行者との心の触れ合いを大切にし、京都ならではの「おもてなし」を実践しましょう。
（※京都へ安心してお越しいただける状況になった際に、旅行者をお迎えする場合の実践目標です。）